

内閣参質一八九第三九号

平成二十七年三月三日

内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員福島みづほ君提出教科書検定の権限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みずほ君提出教科書検定の権限に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学大臣の検定を経た教科用図書は、教科用図書を採択する権限を有する者の判断により、各学校において教科用図書として使用することができる。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、文部科学大臣の検定を経た教科用図書の中から公立学校において使用する教科用図書を採択する権限は、当該公立学校を所管する教育委員会が有しているものである。

